



NO. 149 (通号 240 号)  
令和 2 年 8 月号

# くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

## 持続化給付金の不正受給を持ちかける手口に注意！

### 〈相談内容〉

大学の先輩から無料通話アプリにメッセージが届いた。「特定の会社を通じて持続化給付金を申請すると、大学生でも 100 万円の給付金が受け取れる。銀行口座とマイナンバー等の情報を書類に記入し、後は代理人に任せれば、手数料を引いた 60 万円を渡す。」という内容だ。実際に給付金を受け取った学生もあり、学内でも流行っているようだが、詐欺ではないかと不安に思い相談した。



### 〈アドバイス〉

(20 歳代 男性)

受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないでください。持続化給付金は事業者（個人事業主も含む）に対して支払われます。受給資格がないサラリーマンや学生が自身を事業者と偽って申請することは犯罪行為（詐欺罪）にあたると考えられます。誘いに乗った人自身も罪に問われる可能性が高いです。

友人や先輩、SNS を通じて誘いを受けてもきっぱりと断りましょう。

たとえ、友人や先輩から誘われたとしても、このような不正受給を持ちかける悪質な誘いには絶対に乗らないようにしましょう。不正受給に加担をしてしまうと、取り返しのつかないことになりかねません。

少しでもおかしいなと感じたら、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。不安に思ったときは消費者ホットライン（☎188）または、「広島県新型コロナウイルス感染症対策県民相談窓口」（☎082-513-2826）にご相談ください。

## 生活情報ファイル

### エアコン、扇風機の事故に注意！

夏になると欠かせないエアコンと扇風機ですが、毎年 8 月はエアコン及び扇風機の火災事故が多く発生しています。次の点に注意して事故を未然に防ぎましょう。



扇風機の火災事故は、製造から 10 年以上経っている製品で多く発生しています。

製造から長期間経過した扇風機は、使用を中止するか、使用しないときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜くようにしましょう。

エアコンは消費電力が大きいいため、延長コードにつなぐと、発熱・発火のおそれがあります。エアコンのプラグは延長コードにつなぐずに、専用のコンセントに直接つなぎましょう。

扇風機、エアコンはどちらも異常がある場合は、すぐに使うのをやめ、販売店またはメーカーなどに相談するようにしてください。

Q. 次のうち、クーリング・オフできるものを選びなさい。

1. インターネット通販でワイシャツを注文した。
2. 自宅に訪問してきたディーラーに車の買い替えを勧められて新車を購入した。
3. デパートの店員に勧められて化粧品セットを購入した。
4. 何でも買い取ると言って自宅に訪問してきた業者に指輪とネックレスを売った。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 災害に便乗した悪質商法に注意してください

この度の豪雨災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。  
大規模な災害が発生した際には、不安な気持ちを煽ったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込んで金銭を支払わせる消費者トラブルが多く発生しています。災害に便乗した勧誘には十分注意してください。

#### 相談例

災害で壊れた住宅の修理をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約をしたが、高額な代金を請求された。どうしたらいいか。

#### アドバイス

業者に請求内容の明細を確認してください。契約した覚えのない工事が含まれていた場合、その工事に係る料金については合意がない以上、支払い義務はないと考えられます。また、契約する際には、業者の説明をうのみにしてその場で契約しないことが大切です。複数の会社から見積もりを取り、工事の内容を十分検討した上で契約してください。

#### 相談例

市の職員を名乗り、災害義援金を集めているとの訪問を受けたが、信用できるか。

#### アドバイス

行政機関が義援金や寄付金を戸別訪問により募ることはありません。義援金等を募っている機関の活動状況等を確認し、少しでも不安に思ったら電話等で問い合わせをしましょう。

**不安を感じたときはすぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。**

消費者ホットラインにお電話いただくと自動音声で最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。また、被害の防止のために不審な勧誘電話はすぐに切り、自宅に訪問されて勧誘を受けても不要な場合はきっぱりと断りましょう。

「試してみよう、消費者力！第5回」解答と解説⇒（正解—4）

通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されない。2は訪問販売に該当するが、自動車はクーリング・オフの適用除外となっている。デパートなど店舗で購入した場合はクーリング・オフできない。4は訪問購入に該当し、クーリング・オフ期間は8日間となる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。